

令和2年度 第1回千曲市空家等対策協議会 会議録概要

- 開催日時 令和3年1月14日(木) 14:00～ 301会議室
- 開催場所 千曲市役所 3階 301A・B会議室
- 出席者 委員:8名(欠席者0名)
事務局:4名(建設部長、建設課長、空き家対策係長、係員2名)

1. 開 会

建設課長

2. 会長あいさつ

小川修一市長

3. 自己紹介

委員、事務局

4. 役員を選出

協議会の設置要綱第5条の2により、会長は市長。

要綱第5条の3に基づき会長からの指名により副会長は北村委員に決定。

5. 特定空家等の認定における協議会の業務について

(事務局)

- ① 資料No.1の説明。
- ② 協議会の目的、対策計画の基づく特定空家等に対する措置方針、協議会の役割について説明。(空家等対策計画の20ページ参照)
- ③ 特定空家等の定義と認定までの流れと措置内容を説明。(対策計画の31ページ、19ページ、4ページ参照)
- ④ 特定空家等の種類について説明。(空家等対策計画4ページ、30ページ資料No.2参照)
- ⑤ 特定空家等の判断基準について説明(資料No.6-1から6-4を参照)

6. 協 議

特定空家等の認定について

～個人情報が含まれるため以下非公開～

②その他

7. その他

市内の空き家対策に関する要望や情報について

(委員)

以前も質問したが、空き家処分・売却となった場合、農地付随している場合がある。直接隣接している農地については面積要件を無くしてもらおうと（処分・売却が）スムーズに行く場合がある。空き家バンク等で相談を受けても、一緒に売却したいということになっても、農地と宅地を別にしないとダメだとか、そこだけ農地が残ってしまったとしても、（所有者が）市内にいらっしやらないと管理が難しいということになる。千曲市は面積要件をかなり緩和しているがもう一度ご考慮いただけるとありがたい。

(事務局)

確かに400平米にさげさせてもらっている。他の市町村では100平米まで落としている。空き家については、農地要件は見ないという事例も出てきている。農業委員会で検討してもらっているところではある。こちらでも要件を下げる方向で検討していきたいと思っている。

(委員)

古い空家が増えてきている。「建築基準法上の道路に満足していない」「公図上は2mあったとしても、現状は2mない」「2mあったとしても車自体の出入りが出来なくて解体自体ができない」そういった面で空き家自体が解消されないところを、そういった物件を千曲市で何かご検討いただいているところがあるかどうか聞きたい。

(事務局)

2mの接道がないと再建築できないが、再建築できない場所の空家等にたいして対策が出来ていない状況。何かしらの検討をしていきたい。

(委員)

同じ建設課であって、隣地所有者との関係が出てくるので難しいと思うが、対策してもらえるとありがたい。その（接道の）関係で、（処分・売却が）できないという人もいたので積極的関与をしていただけるとありがたい。

8. 閉会